

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法施行規則等の  
各種期限の延長について (お知らせ)

標記につきまして、2月5日付け官報において、公布、施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【概要】

(1) LPガス供給設備・消費設備の点検・調査及び周知の期限延長措置

- 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和3年2月5日から同年3月31日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長
- 認定販売事業者告示による5年・10年の点検・調査についても同様の延長

(2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限延長措置

- 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置等について、令和3年2月から同年3月までに製造年月からそれぞれ定められた期間を経過する場合には、その期限を4カ月延長

【経産省ホームページ掲載アドレス】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2021/02/20210205-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/02/20210205-01.html)

以上

発信手段：メール

保安・業務グループ：高木、瀬谷、橋本

○経済産業省告示第十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十条第六号並びに液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第二項の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年二月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同令第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う期間並びに同令第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同令第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならぬ期間が令和三年二月五日から同年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」とする。

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十条第二号から第五号までの規定により認定対象消費者についての保安業務を行う期間が令和三年二月五日から同年三月三十一日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「五年」とあるのは「五年四月」と、「十年」とあるのは「十年四月」とする。

三 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百一十一号）第五条第一項第一号の規定により認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される同号の表の上欄に掲げる保安確保機器のうち令和三年二月から同年三月までの間にそれぞれ製造年月から同表の下欄に掲げる期間を経過するものは、当該保安確保機器に応じ、当該期間をそれぞれ製造年月から次の表の下欄に掲げる期間とする。

保安確保機器	期間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	五年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅱ類）	七年四月
調整器（Ⅰ類）	十年四月
調整器（Ⅱ類）	七年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類）	十年四月
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅱ類）	七年四月

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和二年経済産業省告示第二百四十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の全部を次のように改正し、令和三年二月六日から適用する。

令和三年二月五日

経済産業大臣 梶山 弘志

災 害 名

令和二年七月豪雨による災害

地域	指定の期間
山形県 寒河江市 西村山郡河北町 西村山郡大江町	令和二年七月四日から令和三年五月五日まで
福岡県 大牟田市	
熊本県 八代市 人吉市 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡相良村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町	令和二年七月四日から令和三年五月五日まで
大分県 日田市 由布市 玖珠郡九重町 玖珠郡玖珠町	
鹿児島県 出水市 鹿屋市 薩摩川内市 曾於郡大崎町	令和二年七月四日から令和三年五月五日まで

○国土交通省告示第六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和三年二月五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- （一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
大谷川  
兵庫県豊岡市九日市中町 三番  
字大谷 三番一  
三番二  
四番  
五番二  
七番三  
九番二  
一八番四
- （二）砂防法第二条の土地の表示  
兵庫県豊岡市九日市中町 二九三番六  
字美久仁 二九三番七  
二九三番七